

令和7年度赤十字会員増強運動実施要領

日本赤十字社は、赤十字の趣旨に賛同して会費を納めていただいた会員によって組織されており、これが人間の生命と尊厳を守り、国の内外における援助活動といった赤十字活動を支えています。

国内においては各種災害並びに大規模地震等の緊急事態に対応するために、救護体制の整備、地域医療の充実、講習普及事業等の推進、献血体制の整備など地域社会に根ざした幅広い赤十字事業を展開し、国民の期待に応えなければなりません。

また、国外においても国際赤十字の有力な一員として、財政的・人的な貢献を果たしていくとともに、争乱や災害などに打ちひしがれている人々への援助が期待されています。

この期待に応えるため、異なる文化・宗教・生活の違う人々の尊厳を大切にした国際救援活動を進めていきます。

国内外の激しく変化する社会情勢の中で、人々の赤十字に対する期待と赤十字が果たすべき役割に応えるため、「人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.」をスローガンに掲げ、本運動に取り組むものです。

1. 運動期間

令和7年5月1日から同月31日までの1ヶ月間

2. 各分區別目標額

「令和7年度活動資金募集各分區別目標額」のとおり

3. 活動資金の額

活動資金	会 費・・・(1) 2,000円以上	会 員
	(2) 500円以上	協力会員
	寄付金・・・自由な金額の寄付	

4. 会費の種類

(1) 一般会費・・・市内の住民を対象とします。

(2) 法人会費・・・市内の法人を対象とします。

5. 活動資金募集の方法

(1) 一般会費

自治会の皆様の御協力により戸別に活動資金募集をお願いしております。

各戸の皆様は、日赤の趣旨に御賛同いただき、善意の御協力をお願いするものです。ので、地域の皆様への呼びかけをいただきますようお願いいたします。

(2) 法人会費

日赤山口県支部が、直接郵送にて市内の事業所に依頼し募集しますので、皆様に募集していただく必要はありません。

6. 募集に伴う事務取扱要領（戸別募集方式の場合）

(1) 赤十字活動資金ご協力名簿

2,000円以上お納めいただいた方についてのみ、氏名・住所の記入をお願いいたします。後日、日赤山口県支部より御連絡をさせていただくことになります。

なお、「活動資金募集のお願い」の封筒は、各戸配布の必要はなく、各班に1部とさせていただきます。

(2) 領収書

活動資金を拠出された方が領収書を希望される場合は、領収金額を記入され、取扱者捺印の上お渡してください。

なお、不要になりました領収書は、お手数ですが、御返却ください。

また、次年度以降、領収書が必要でない場合には、お申し出ください。

7. 活動資金の受付

(1) 受付期日

お取りまとめの上、5月30日（金）を目標にお願い申し上げます。

(2) 受付窓口

各地域交流センター

(3) 振込みの場合（振込みを希望される場合のみ）

振込みを希望される場合は、同封しております専用の振込用紙を御利用ください。

（手数料の負担はありません。ただし、ゆうちょ銀行・山口銀行に限ります。）

※振込みの場合は、直接、県支部口座への入金となります。

振込用紙への記入方法などは、【振込みの場合の注意点】を参考をお願いいたします。

8. お問い合わせ

日本赤十字社山口市地区事務局（山口市地域福祉課）

TEL 083-934-2790

FAX 083-934-5087

【赤十字会員増強に伴う奨励金】

1 一般会費目標額早期完納奨励金

6月 1日までの完納	7, 0 0 0 円
6月 3 0日までの完納	5, 0 0 0 円
7月 3 1日までの完納	3, 0 0 0 円

2 地区奨励金

1 1 0 %以上	7, 0 0 0 円
1 0 5 %以上	5, 0 0 0 円
1 0 0 %以上	3, 0 0 0 円

3 地区の事務費

実績額の 3 %

4 地区の分区費

実績額の 2 %

令和 7 年度活動資金募集各分區別目標額

分 区 名	世帯数	目標額 (円)	目標額 割合 (%)	分 区 名	世帯数	目標額 (円)	目標額 割合 (%)
大殿	3, 204	928, 000	4. 86	平川	12, 058	2, 087, 000	10. 91
白石	4, 902	1, 504, 000	7. 86	大歳	7, 006	1, 910, 000	9. 99
湯田	6, 380	1, 632, 000	8. 53	陶	928	283, 000	1. 48
仁保	1, 057	372, 000	1. 94	鑄銭司	844	298, 000	1. 56
小鯖	1, 660	616, 000	3. 22	名田島	460	182, 000	0. 95
大内	9, 811	3, 419, 000	17. 88	秋穂二島	851	300, 000	1. 57
宮野	6, 536	1, 943, 000	10. 16	嘉川	2, 873	1, 103, 000	5. 77
吉敷	6, 493	2, 151, 000	11. 25	佐山	1, 016	398, 000	2. 08
				合 計	66, 079	19, 126, 000	100

振込みを希望される場合・・・

【振込みの場合の注意点】

日本赤十字社山口県支部口座への直接の入金となりますので、市で入金の確認ができるまで10日程度かかります。領収書をお急ぎの場合や振込みの確認の際は、山口市地域福祉課（TEL083-934-2790）へ御連絡ください。

山口銀行用記入例

（振込用紙表面）日付、金額、おなまえ、おところ欄へ下記を参考に御記入ください。

振込金受取書	振込通知書	振込依頼書
〒000 000 000 金額 30000 山口銀行山口支店 日本赤十字社山口県支部 山口町内会山口 様	〒000 000 000 金額 30000 山口銀行山口支店 日本赤十字社山口県支部 山口町内会山口 様 山口市亀山 2-1 083-934-2790	〒000 000 000 金額 30000 山口銀行山口支店 日本赤十字社山口県支部 山口町内会 山口 様 山口市亀山 2-1 083-934-2790

注①

振込通知書の“おところ”欄へ、
連絡先電話番号を御記入ください。
確認のお電話をさせていただく
場合があります。

注②

それぞれの用紙の“おなまえ”欄へは、
町内会名と代表者様（振込みをされた
方や自治会長様など）を御記入ください。

（振込用紙裏面）

送金内訳に
件数、送金額を御記入ください。

件数	送金額
60	30,000
60	30,000

ゆうちょ銀行用記入例

振込用紙表面の「各票の※印欄」へ下記を参考に御記入ください。

99 広島		払込取扱票	
015903	4076	30000	
日本赤十字社山口県支部		免	
会 費 : 60 件 30,000 円			
山口市亀山 2-1			
山口町内会 山口 083-934-2790			
免			

※印欄：日本赤十字社山口県支部、山口町内会、山口、083-934-2790

注①

払込取扱票の“おなまえ”欄へは、自治会名と代表者様(振込みをされた方や町内会長様など)を御記入ください。

また、“電話番号”欄へ連絡先の御記入をお願いします。

(確認のお電話をさせていただく場合があります。)

注②

“通信欄”に件数、送金額を御記入ください。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

2025年度 赤十字会員募集のお願い

皆様には、平素から赤十字事業に対し、格別のご理解、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今年も日本赤十字社では、皆様にご協力をいただき「赤十字会員増強運動」を全国一斉に展開することになりました。

日赤では、皆様方のご協力によって集められた活動資金だけを財源にして、国内外における災害救護活動、赤十字救急法等の講習普及、赤十字ボランティアや青少年赤十字の育成など様々な人道的事業を進めています。

また、皆様にご協力いただいた活動資金は、地域へ還元し、お住まいの市町での各種講習会の実施やAEDの整備、青少年・ボランティア活動を進めるために有効に活用させていただいています。これからも地域に根差した赤十字活動を行うために、引き続き温かいご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。

山口県支部の主な事業 皆様の近くでも赤十字は役に立っています！

国内災害救護

災害で苦しむ人々のために

地震や台風などの災害や大事故が発生した際、救護班を派遣して医療救護活動をするほか、救援物資の配分、こころのケア活動などを行います。



救急法等の講習

けがや事故に備えるために

いのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を広めるため、学校や自治会などで講習を開催しています。



青少年赤十字

子どもたちの育成のために

赤十字の精神に基づき、児童や生徒の“いのちと健康を大切する心”や“地域社会などに奉仕する心”を育成する活動を、教育現場を通じて行っています。



赤十字ボランティア

心と心が通う社会の実現のために

「困っている・苦しんでいる人の役に立ちたい」という思いを持つ同志がその思いを結集し、赤十字を通じてボランティア活動を行っています。



国際活動

世界中で苦しむ人々のために

災害や紛争、病気などで苦しむ人々を救うため、191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かした人道支援に取り組んでいます。



そのほか、社会福祉活動、救護看護師等の育成、赤十字病院の運営、血液事業なども実施しています。

[活動の詳細はこちら](#)



赤十字の活動資金は？

赤十字の活動は、皆様からお寄せいただく「活動資金」によって支えられています。
皆様からお寄せいただく活動資金によって、日本赤十字社は、「国内災害救護」「救急法等の講習普及」「赤十字ボランティア」「青少年赤十字」「国際活動」「社会福祉」「救護看護師等の育成」など、皆様がお住まいの街から世界の各地まで人道的活動を展開しています。

赤十字会員増強運動はどう取り組めばいいの？

毎年、5月を中心に活動資金の呼びかけを行っている赤十字会員増強運動には、地域の実情に応じて、次の点にご留意の上、進めていただきますようお願いいたします。

(1) 活動資金の増強

世帯ごとに活動資金のご協力をいただけるようお願いしています。

(2) 領収書の発行

ご協力いただいた場合は、金額の多少にかかわらず領収書をお渡しく下さい。

(3) 様々な納入方法

便利な預金口座振替（自動引落し）やクレジットカード決済などインターネットを通じた納入方法もあります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

ご協力いただきたい金額

1世帯あたり500円を目安に募集いただきますようお願いいたします。

活動資金と義援金の違いは？

活動資金とは？

いのちと健康、尊厳を守るため、
赤十字の活動を支援するお金。



災害時の救護活動や平時の防災・減災普及活動、ボランティアの育成などに役立てられます。

ニーズと緊急度の高い方から支援します。

使い道

対象者

義援金とは？

被災された方々へ、お悔やみや
応援の気持ちを込めて贈るお金。



市区町村等の自治体を通じて、被災地の方々の生活を支援するために役立てられます。

被災地の被害状況に応じて義援金配分委員会で定める基準に従って支援されます。

表彰制度

日本赤十字社では、多額の活動資金の納入に対して感謝の意をお伝えするため、独自の表彰制度を設けています。

	支部長感謝状	銀色有功章	金色有功章	社長感謝状
表彰要件	累積10万円以上	累積20万円以上	累積50万円以上	金色有功章受章後、 累積50万円毎
表彰品				

税制上の優遇措置

日本赤十字社への寄付に対しては、税制上の優遇措置があります。

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
個人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通 年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 個人住民税の控除	地方税法第37条の2 地方税法第314条の7	通 年	各市町の条例により当支部の事業に対する寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通 年	相続または遺贈により取得された財産のうちから寄付された場合、寄付された相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	④ 特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条 第4項	通 年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。
	⑤ 指定寄付金	法人税法第37条 第3項第2号に基づく財務省告示	毎 年 4月～9月	財務大臣の指定を受けた日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。

※⑤については、適用期間であっても募集枠の関係上、適用とならない場合があります。

※法人の損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

2025年度山口県支部の予算概要（単位：千円）

歳 入

1. 活動資金収入	200,000
2. 補助金及び交付金収入	5,690
3. 繰入金収入	25,000
4. 雑収入	4,310

合計 235,000



歳 出

1. 災害救護	30,765
2. いのちと健康を守る講習普及	15,367
3. ボランティアの活動促進と社会福祉	16,152
4. 未来につなぐ青少年赤十字活動	16,120
5. 国際活動、赤十字の全国的事業	30,670
6. 市町の赤十字事業	36,300
7. 赤十字思想の普及等	38,489
8. 支部の運営費	48,637
9. 予備費	2,500

合計 235,000

※赤十字病院、血液センターは施設ごとの特別会計になっており、この予算には含まれていません。

赤十字と自治体・自治会・町内会との関係について

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字社法に基づいて設立された法人であり、国際的にも、国内的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。

日本赤十字社の業務は、単に日本赤十字社自身の力によるだけでなく、多くの関係者のご理解のもと、その奉仕的協力によって遂行されています。とりわけ、市町（地区分区）における事業の推進等については市町の多大な援助・協力がなくしては成り立ちません。

このことは、日本赤十字社（前身の博愛社）が設立されて以来、地方長官（知事）にその事務を依頼してきたという歴史的経緯、あるいは、日本赤十字社の業務が地方公共団体の行政目的、すなわち住民及び滞在者の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

そして、赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、地域の活動を地域の方々に支えていただけるようにご協力をお願いしています。ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉のボランティア活動など地域に根ざした活動についても、赤十字と地域とのかかわりは大変密接です。

日本赤十字社山口県支部でも、災害時の救護活動、平時のいのちと健康を守るための講習普及活動やボランティアの育成など、様々な分野で山口県民のために活動しています。

市町、自治会・町内会の役員さんほか多くの皆様には、ご多忙中、お手数おかけしますが、日本赤十字社の人道的事業にご理解いただき、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

----- お問い合わせ -----

各市町の赤十字窓口 または 日本赤十字社山口県支部

〒753-0074 山口市野田172-5

ホームページ

